

臨時福祉給付金(経済対策分) について

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

〔支給対象者〕 平成28年1月1日時点で津久見市に住民票があり、平成28年度分の住民税が課税されてない方が対象です。(ただし、課税者の扶養になっている場合等は対象になりません。)

〔支給額〕 支給対象者一人につき 15,000円

〔受付期間〕 平成29年3月21日から6月20日(消印有効)

〔受付場所〕 福祉事務所、四浦・日代・保戸島出張所

〔必要書類〕

- 同封の臨時福祉給付金(経済対策分)申請書(請求書)
- 印鑑(スタンプ印やシャチハタ印は不可)
- 本人確認書類(免許証・保険証等)
※対象者全員、代理で窓口に見えた方の両方とも必要です。
- 指定する口座の通帳(キャッシュカード可)

<注 意>

※臨時福祉給付金(経済対策分)の支給決定がされるまでに、対象者がお亡くなりになった場合は、対象外となります。

**支給対象者と見込まれる方には、
3月17日に申請書を郵送します。**

問合せ先

市役所 臨時福祉給付金専用ダイヤル
電話番号：0972-85-0050
市役所 福祉事務所 社会福祉班
電話番号：0972-82-9519
内 線：175

